

# 公益社団法人日本複製権センター (JRRC)の管理事業について

～複製利用許諾契約のご案内～



公益社団法人日本複製権センター

## 《公益社団法人日本複製権センターの概要》

**新聞、雑誌の記事、学術論文、小説、美術作品、写真、イラスト、漫画等の著作権のうち複製権等を集中管理している公益団体  
著作権に関する知識の普及(著作権講座・セミナー開催)も行っています**

名 称 : 公益社団法人日本複製権センター(略称「JRRC」 ジェイ・アール・アール・シー)

Public Interest Incorporated Association Japan Reproduction Rights Center (JRRC)

所 在 地: 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階

設 立 : 1991(H3)年9月30日

(社団法人許可 1998(H10)年10月1日)

(著作権等管理事業者登録 2001(H13)年11月14日:登録番号第01008号)

(指定著作権等管理事業者指定 2002(H14)年3月7日)

(公益社団法人移行認定 2012(H24)年3月21日)

会員団体: 日本著作者団体連合

一般社団法人学術著作権協会

一般社団法人新聞著作権協議会

関係団体: 公益社団法人日本専門新聞協会

一般社団法人日本雑誌協会

一般社団法人日本出版著作権協会

# JRRCの管理著作物の詳細

●新聞： (一社)新聞著作権協議会(新著協\*)加盟の99紙(朝日・毎日・読売・産経等、ほぼすべての地方紙を含む合計68社)、日経4紙、専門新聞も30紙以上 \* CCNP <https://www.ccn.jp/>

●雑誌・書籍： 約10万点

●著作者： 約15,000人 (小説、美術作品、写真、イラスト、漫画等の著作者)

JRRC著作物管理データベースで検索→<https://duck.jrrc.or.jp/bibliography/search>

# 組織内での著作物の複製利用をご確認ください

**業務目的で、新聞・雑誌等の記事又は書籍の一部分(以下「新聞等」という)を複製して利用する際には、権利者の許諾が必要です。**

**著作物の複製を主に行う部署(例: 広報部門・秘書室等)に限らず、組織全体として正しい著作物の利用ができているかどうか、いま一度ご確認ください。**

**【次のような利用には権利者からの許諾が必要です】**

- ・業務上の参考資料とするため、新聞等を複写する行為
- ・組織内で情報共有のために新聞等をコピーし回覧する行為  
※新聞の「クリッピングサービス」に該当の利用を除く
- ・新聞等をコピーし会議資料として利用する行為
- ・組織内のイントラネット上で新聞等のPDFを共有する行為
- ・テレワーク中に自宅にある新聞等を複製し、業務に活用する行為 etc.

仕事に有益な情報を迅速に共有したいと思って複製したことが複製権等の侵害になってしまいます！

# 組織内での著作物の複製利用をご確認ください

知らないうちに組織内で著作権侵害が発生しているかもしれません・・・

社会

## TX運行会社の著作権侵害を認定 本紙記事をスキャンして無断で社内ネットワークに掲載 東京地裁判決

2022年10月6日 18時12分



東京地裁、高裁などが入る裁判所合同庁舎=東京・霞が関

つくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京）が東京新聞の記事を無断コピーして社内ネットワークに掲載したとして、発行する中日新聞社（名古屋）が約4240万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁（柴田義明裁判長）は6日、著作権の侵害を認め、同鉄道に約192万円の支払いを命じた。

判決などによると、同鉄道は、TXが開業した2005年度から19年度までの間、TXや沿線地域に関する紙面記事をスキャンし、全従業員（約530～730人）が閲覧できるイントラネットに掲載していた。

判決は、事故の記事などについても「表現上の工夫をしている」として著作物と認定。少なくとも591本の記事の著作権が侵害されたとし、1記事当たり3000円の損害を認めた。

同鉄道を巡っては19年、本紙を含む新聞各紙の記事の無断利用が判明。中日新聞社は、長期間にわたり組織的に著作権侵害を繰り返したとして、20年2月に提訴した。日本経済新聞社も同様の訴訟を起こし、東京地裁で11月30日に判決の予定。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長のコメント 弊社が指摘した新聞記事について、「創作的な表現であり、著作物である」との判断が下されるなど、著作権侵害が認められたことは評価したい。ただし、賠償額に係る弊社の主張が認められなかった部分があり、その点については疑問もある。判決文を精査した上、今後の対応を考えたい。

首都圏新都市鉄道のコメント 判決文を精査していないのでコメントは差し控える。

（東京新聞2022年10月6日記事 利用許諾取得済）

本紙記事コピー 契約締結せずPDF化し共有  
松山市企画戦略課  
松山市の企画戦略課で、愛媛新聞の記事のコピーを許諾を得ることなくPDF化し、ファイルサーバーに保存し共有するという著作権侵害の疑いがある行為が2年半余り続いていたことが16日までに分かった。記事コピーの許諾は得ていなかった。同課によると、2020年度から市に関する同紙記事のスクラップを課内（20人弱）で閲覧後、記録用としてPDF化し、他課からもアクセス可能な企画戦略課名のフォルダーに保存していた。PDFの存在に気づいた他課の職員から著作権侵害に当たるという指摘を受け、愛媛新聞社に相談の上、データを削除し、同課にデータを戻した。市は、日本複製権センター（JRRC、東京）と「複製物の複製を目的としない著作物の複写」について包括的な年間利用の契約を結んでおり、愛媛新聞を含めセンターが管理を委託している新聞などを小部分しか複製コピーすることは認められていた。ただし、PDF化して組織内で共有することは、複製の契約と併せて「複写（アナログ複製）」と「複製物の複製（デジタル複製）」の両方の利用行為は全く別の行為であり、許諾を得ずに利用しなければならぬ。市は結んでいなかった。センターによると、電磁的複製の契約で許される複製の頻度は1紙当たり月5本程度、保存期間は1カ月で、それを超える場合は著作権者とクリアリング契約を結ぶ必要がある。センターは一般論として「複写（アナログ複製）」と「複製物の複製（デジタル複製）」の両方の利用行為は全く別の行為であり、許諾を得ずに利用

①つくばエクスプレスの運行会社が新聞記事をスキャンして社内LANに掲載していた著作権侵害事例地裁判決の報道。  
（2022年10月／2023年6月8日に知財高裁判決も出ている）

②松山市が愛媛新聞の記事を許諾なくPDF化して、ファイルサーバー共有していた著作権侵害の疑い事例の報道。  
（2023年2月）

## 蒲郡市、中日新聞記事などPDF化し無断共有 職員間で10年余

2024年7月26日 05時10分 (7月26日 05時11分更新)



蒲郡市役所

愛知県蒲郡市が、許諾を得ずに中日新聞などの新聞記事コピーをPDF化し、職員向けのイントラネット（通信網）で共有する著作権侵害の疑いがある行為を、10年余り続けていたことが分かった。

同市秘書広報課によると、2014年度から市に関する全国紙、地元紙、業界紙の8紙の記事のスクラップを記録用にPDF化し、職員閲覧用として共有フォルダーに保存していた。記事は事務系職員約400人のパソコンのほか、消防署、保育園、市民病院などの共有パソコン約200台で閲覧可能だった。

「著作権侵害にあたる」との内部通報を受け、市は25日、記事の閲覧を停止した。同市は「市に関する記事は職員全体で共有しようという狙いだった。著作権侵害の認識はなかった」としている。今後、職員には部署などにある新聞を直接閲覧してもらうという。

新聞紙面や新聞社が運営するウェブサイトに掲載された記事や写真を私的利用の範囲を超えて利用する場合、著作物使用申請をし許諾を得て、著作権料を支払うなどの必要がある。

東京新聞記事を無断で社内ネットワークに掲載して利用したとして、発行元の中日新聞社がつくばエクスプレス（TX）を運行する首都圏新都市鉄道（東京都）を訴えた訴訟では今年4月、同鉄道の著作権侵害と賠償責任を認める判決が確定している。

中日新聞社の北嶋弘和電子メディア局長の話 記事や写真は貴重な知的財産であり、法令を順守すべき行政機関が長期間、組織的に無断使用したのは許されることではない。

③愛知県蒲郡市が許諾を得ずに新聞記事のコピーをPDFし、同市職員用のイントラネット上で共有していた著作権侵害の疑い事例の報道。  
(2024年7月)

- ④従業員数1万人規模の大企業で役員が新聞記事等をPDF化し、職員にメール送信した後にイントラネット上で保管していた事例（JRRCへの通報）  
→記事を複製されていた新聞社からの指摘によりデータをすべて削除となった

これ以外にも、JRRCには組織内で行われている著作物の無断利用についての通報や適正な複写・複製利用についての問合せが寄せられています。

# JRRCの事業について



## 【管理委託範囲・利用許諾条件】

- (1)日本の著作物であること
- (2)次の目的での**紙から紙への複写、ファクシミリ送信、電磁的複製**であること
- (②～④)については**選択的に委託**することも可能)
  - ①譲渡を目的としない複写(使用料規程:第2節記載)
  - ②譲渡を目的とした複写及びその複製物の譲渡(使用料規程:第3節記載)
  - ③ファクシミリ送信(使用料規程:第4節記載)
  - ④譲渡を目的としない電磁的複製(使用料規程:第5節記載)
- (3)対象範囲が**少範囲・少部数・小規模**であること

「譲渡を目的としない」とは、組織内部での利用(内部利用)を意味します。

利用目的が異なれば、各部課それぞれが、ここにお示した範囲内で複製可能です。

※出版物全体の30%または60頁のいずれか少ない方であり、紙への複写30部以内、電磁的複製40人までの共有であること。

☑ **JRRCの包括許諾契約**はリーズナブルな価格設定です。

※少ないご負担で、全従業員が適法に複製いただけます。組織内で簡便かつ安心・安全に著作物の複製利用を行っていただくための契約です。

- 紙から電磁的複製を含む許諾： 従業員一人あたり年間**265円**
- 紙から紙の複製の許諾のみ： 従業員一人あたり年間**120円**

【従業員一人あたりの標準単価】

年間利用許諾料(包括許諾・簡易方式の場合)

許諾期間: 4月1日～翌年3月31日

(民間企業は研究費対売上費により標準単価が約10%増減する場合あり)

	電磁的複製含む	複写のみ
標準単価	@265円	@120円
最低使用料	12,000円	

使用料規程は<https://jrrc.or.jp/aboutjrrc/disclosures/#a1>から確認いただけます。

【年間使用料シミュレーション】

従業員人数	電磁的複製を含む	複写のみ
(最低使用料)	<b>45人まで</b> 12,000円	<b>100人まで</b> 12,000円
300人	79,500円	36,000円
1,000人	265,000円	120,000円
5,000人	1,325,000円	600,000円

## ・グループ企業間での電磁的複製物の共有を可能に

グループ契約に含まれる親会社と子会社間又は子会社間における電子メール、イントラネット、アナログ複写等による複写および電磁的複製物の共有が可能となります。

※ただし、共有数は少部数・小規模の範囲が上限です。

## ・複数口契約の特例制度を創設

「少部数」(30部)や「小規模」(40名)の範囲では皆様の業務の円滑な実施に支障が出ると認められる場合、JRRCにご申請の上、各節に定める使用料を2倍お支払いいただくことで、当該部数又は規模の2倍の範囲内で複製を行うことができます。

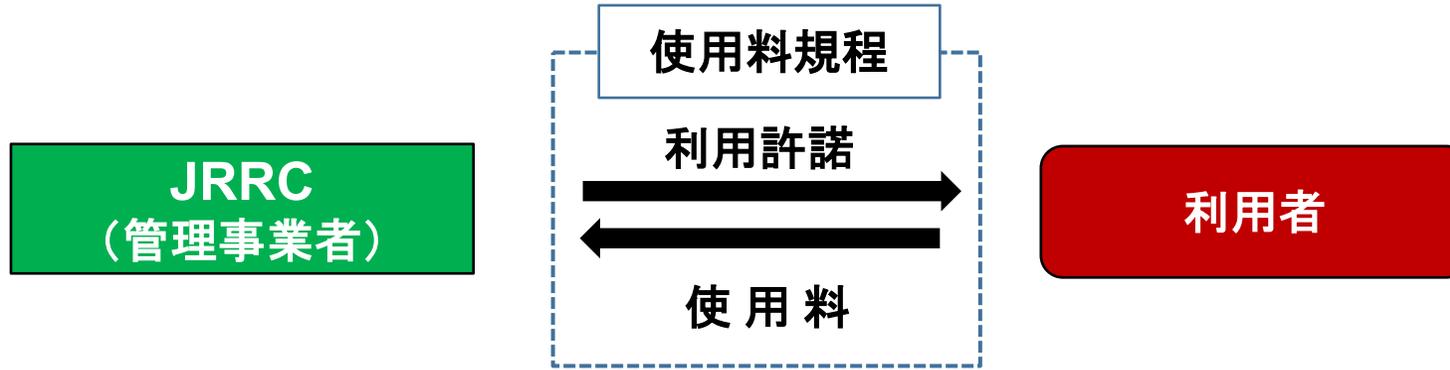
## 新聞電子版等のデジタル著作物複製オプションの開始

リモートワークの定着に伴い、デジタル著作物のスクリーンショットやコピー&ペーストによる複製が日常的に行われていること、新規契約や問合せにおいて、新聞等の購入をデジタル媒体で行っていた場合に、JRRCから複製の許諾を受けられないのは残念という声が多いことを受け、デジタル著作物複製オプションを開始いたします。

初年度となる2025年度は、全国紙5社(朝日、毎日、読売、産経、日経)から開始し、順次取り扱いを増やす予定です。

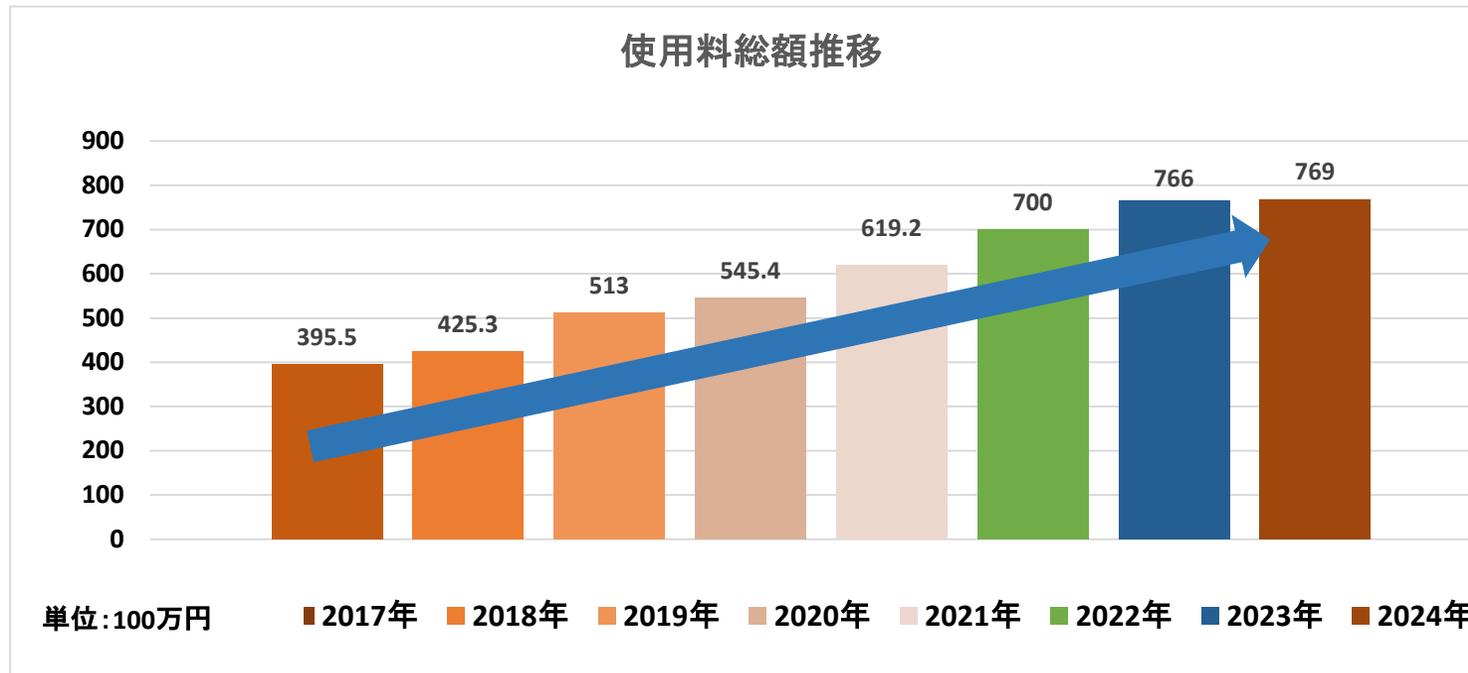
各社の利用条件等の詳細については、弊センター許諾システム「諾」上でご覧いただけるよう鋭意準備中です。

# ☑ご契約者数は右肩上がりです。



利用契約者数 **約2,670件** (契約企業・団体数 **約5,550者**)  
 ※2025年3月31日現在 (主な契約者は上場企業・官公庁・教育機関等)

使用料総額 **約769百万円** (2024年度実績)



## 他社(ELNETや日経テレコン等)サービスとの違い

JRRCの著作物複製利用許諾契約は、簡便なお手続きで、ご契約者様の組織内部において、**許諾の範囲内で、事前の許諾取得や報告を要することなく、従業員の皆様が必要な時新聞・雑誌の記事や書籍、学術論文等をいつでも複製できるサービス**です。

JRRCのサービスは組織内において無許諾の複製が行われることを防止するものであり、**コンプライアンス遵守に直結**するものです。

組織内における情報収集の目的に応じて、他社のサービスと並行してご利用ください。

# JRRCご契約案内及びお問い合わせ窓口

契約に関するご相談・ご質問につきましては、以下の**お問い合わせ窓口**からお願い致します。  
電話でもメールでもどちらでも結構です。**一般的な著作権に関するご相談も随時受付**しております。

なお、**官公庁の皆様向けの特設サイト**もございます。→ <https://jrcc.or.jp/kankocho/>

また、**各新聞社の問合せ先**につきましては、**(一社)新聞著作権協議会(新著協)のWebサイト掲載の連絡先一覧**をご覧ください。→ <https://www.ccn.jp/contact.htm>

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

事務局 契約担当

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4愛宕東洋ビル7F

TEL: 03-6809-1281 Email: [jrcc\\_info@jrcc.or.jp](mailto:jrrc_info@jrcc.or.jp)

<https://jrcc.or.jp/>

JRRC 

ご清聴ありがとうございました。



# 参考資料

## JRRC著作物複製利用許諾契約と新聞のクリッピング契約について

JRRCへの問合せが多いクリッピング契約との違いについてまとめた資料です。

JRRCのホームページでもご確認いただけます。

→<https://jrcc.or.jp/contract/scope/#anc02>

# 組織内における新聞記事の複製利用

## 内部利用

## 外部提供

著作権法第42条『裁判手続及び立法又は行政の目的のための内部資料』とする場合

『権利制限』による複製

すべての職員が、単発的に新聞記事を複製する場合

JRRCとの『包括許諾契約』による複製

※外部の方が参加する官公庁主催の会議・打合せも内部利用です。

特定の部署の職員が高い頻度で反復的・継続的に新聞記事を複製する場合

各新聞社との『クリッピング契約』による複製

各新聞社への個別の『事前申請』による複製

- 各新聞社に事前申請して許諾を得る必要あり。
- 各新聞社ホームページの『著作権・著作物の利用申請』等のリンクから申請要。



権利制限がある場合を除き、いずれの場合も権利者の許諾が必要であり、無断複製不可  
※著作権法第30条の『私的使用のための複製』は、業務目的の複製の場合は適用されません。

## JRRCの著作物複製利用契約と新聞のクリッピング・サービスについて

新聞を複製する場合に必要な許諾契約のイメージは以下の通りです。

○ **各部署・課**において、新聞の記事をそれぞれ週に1記事程度の頻度で複製して内部で共有している場合

⇒ **JRRCの著作物複製利用契約の許諾の範囲内**となるため、事前かつ個別の許諾手続きなしに複製が可能（利用目的が異なれば部課ごとに複製可能）。

○ **総務や広報担当**が毎朝新聞をチェックし、必要な記事を切り抜いてコピーし、役員・幹部職員、関係部署に配布している場合

⇒ この場合、上記の契約に加えて複製の頻度や複製部数（配布人数）に応じた**各新聞社とのクリッピング・サービス契約**の締結が必要。



# 新聞のクリッピング等とJRRCの利用許諾範囲の区分について

複製部数・利用人数(クリッピングの場合は契約により増減する)

## 新聞各社との契約により許諾される範囲

- ・クリッピング契約  
→組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有等のために組織内で利用する場合 (利用頻度大)
- ・個別の許諾契約  
→JRRCの許諾を超える部数・範囲で複製する場合やJRRCへ管理委託されていない場合 (いずれの契約も該当新聞社に対して個別に問合せし、適切な契約を締結する必要あり)

注：一媒体の記事を、同一組織または同一部署の中で、概ね月5記事以上利用する場合

## JRRCの許諾範囲

- ・小部分、少部数、小規模の複製
- ・紙媒体のアナログ及びデジタル複製
- ・単発的な複製(利用頻度小)  
(包括簡易方式契約により、簡便かつ適法な利用が可能)

**!!!全従業員が複製利用可能!!!**

### POINT !

- ☑JRRC契約:  
⇒全従業員が適法に複製可能となります。
- ☑クリッピング契約:  
⇒契約した人数・部署等の条件内で適法に頻度の高い複製が可能となります。

### 少部数・小規模

アナログ複製: 30部以内  
デジタル複製: 利用者  
40名以内

### 小範囲

紙面の30%または60頁  
のいずれか少ない方

対象者 (JRRC許諾は全従業員が対象)

複製範囲  
(クリッピングの方が広い)

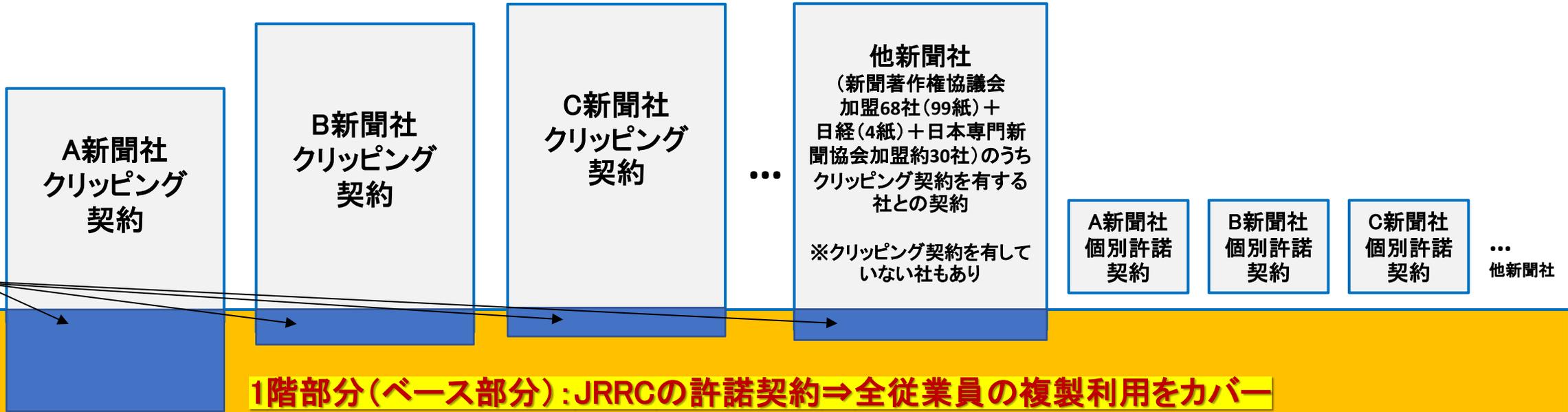
# 各新聞社のクリッピング契約とJRRCの利用許諾契約の重複について

- 1階部分(ベース部分): JRRC契約
- 2階部分(選択的契約): 各新聞社のクリッピング契約

・クリッピング契約  
→組織的・継続的・反復的に複製し、情報共有等のために組織内で利用する場合(利用頻度大)  
・個別の許諾契約  
→JRRCの許諾を超える部数・範囲で複製する場合やJRRCへ管理委託されていない場合

2階部分(選択的契約): 新聞各社との契約により許諾される契約⇒頻度の高い複製利用を必要な範囲でカバー

利用頻度が高い場合はJRRC許諾の範囲内でもクリッピングとなる



⇒企業・公官庁等の組織内における全職員によるアナログ及びデジタル複製行為のベースとなる契約(包括簡易方式契約により、簡便かつ適法な利用が可能)

- ・小部分(紙面の30%または60頁のいずれか少ない方)
- ・少部数(アナログ複製:30部以内)、小規模(デジタル複製:利用者40名以内)の複製
- ・単発的な紙媒体のアナログ及びデジタル複製(利用頻度小)